

中学校部活動の地域展開

「姫カツ」FAQ 回答集



姫カツ

姫路市中学生スポーツ・文化芸術活動



住むほどに
好きが深まる
姫のまち

目次

(1) 地域展開について……P2

(2) 姫カックラブについて（保護者・生徒向け）…P5

(3) 姫カックラブについて（団体・指導者向け）…P16

(4) 姫カッ連携活動について…P26

※当該Q&Aは、現時点で予定している事項です。今後変更等があれば、適宜更新したうえで、お知らせ致します。

Q なぜ部活動を地域展開する必要があるのですか。

A 少子化の進行により、本市の中学生も減少傾向にあり、生徒が減った学校では、サッカーや野球など多人数で行う種目の活動が難しくなっています。また生徒の減少に伴う教員の減少により、専門的な指導ができる部活動の顧問が配置できず、部活動種目の減少・活動低下を招いています。

一方で、中学生のニーズの多様化により、学校部活動にない種目（バドミントンやダンスなど）を取り組みたい生徒が増加しています。

上記の課題に対して、将来に渡って生徒たちが主体的に選択し、多様な活動へ参加できる機会を確保できるよう取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

Q 令和8年9月より、なぜ休日だけ地域展開するのですか。

A 姫路市では生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備により、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消するために学校部活動の地域展開を目指しています。

上記を実現するにあたっては、地域の指導者の協力が必要であり、指導者・生徒の混乱を招くことがないように平日・休日同時に地域展開を行わず、まずは休日から地域展開を行うことで学校部活動での活動機会を維持しながら、地域クラブの指導者確保に努めたいと考えています。

Q 平日の姫カツクラブはいつから始まりますか。

A 将来的な学校部活動廃止を見据え、平日の活動、大会・コンクール等への参加を含めた 姫カツの体制構築、及び学校部活動のあり方の見直しを行い、令和10年10月を目途に平日においても姫カツクラブを展開する予定です。
また平日の姫カツクラブを開始するまでは、平日の部活動は継続します。

Q 姫カツクラブと姫カツ連携活動の違いは何ですか。

A 姫カツクラブは、現在の学校部活動にある種目の活動を学校を超えて選択できることを目指して設立します。また姫カツ活動ガイドラインに定めた「姫カツクラブの認定要件」を満たし、姫カツ運営事務局が運営・管理する団体が行う活動です。
一方で、姫カツ連携活動は部活動になかった種目も含め各団体が独自で運営する中学生が参加できる幅広い活動を対象とします。例えば、スポーツ21の活動、公民館などで開かれる講座・教室等の活動とも連携して展開していきます。姫カツ連携活動は、全ての中学生を対象に誰もが一緒に参加できる活動、多世代との交流による活動等、中学生が多種多様な活動に参加する機会を確保し、姫路市におけるスポーツ・文化芸術活動の振興と普及を目的としています。

Q 姫カックラブは将来的にどうなりますか。

A 令和8年9月、休日のみ姫カックラブで活動する時期においては、姫カッ運営事務局が月参加費の徴収、スポーツ保険の加入、謝金の支払い事務などを担うことを基本とし、姫路市の地域展開が円滑に実施できるように企画・運営する予定です。

令和10年10月以降の平日・休日ともに姫カックラブが活動する際には、姫カッ運営事務局が担っていた月参加費の徴収、スポーツ保険の加入、謝金の支払い事務などを各団体独自で行うことができる姫カックラブ（自走団体）は、各団体の裁量にて運営していただこうと考えております。ただし、上記の事務を行うことができない姫カックラブについては、引続き姫カッ運営事務局が担います。

また自走団体においても、姫カックラブの団体・指導者登録、指導者バンク、指導者に対する研修などについては姫カッ運営事務局が担う予定です。

Q 姫カッへ参加するメリットはありますか。

A 姫カッは、中学生がこれまで当たり前のように与えられた枠組みの中で活動してきた部活動ではなく、各生徒が自身のやりたいことや挑戦してみたいことを主体的に考え、スポーツ・文化芸術活動に参加できる機会のある場として考えています。

また校区を越えて生徒たちが協力して活動する機会やこれまでの部活動にはなかったバドミントンやダンスなどの活動に参加する機会を提供していきたいと思っております。

加えて、中学生が地域の様々な方とスポーツ・文化芸術活動をとおして交流することで、生徒自身の地域での学びや出会いに繋がると期待しています。

姫カツクラブについて（保護者・生徒向け）

Q 中学校の部活はすべて姫カツになりますか。

A 現在各学校で行われている部活動すべてが、そのままの形で姫カツクラブの活動へ展開するわけではありません。お住いの校区によっては、現在部活動で参加している種目を担う姫カツクラブがない可能性があります。その場合は近隣校区にある姫カツクラブへ参加することができるよう制度を検討します。

Q 姫カツクラブは複数の中学校が合同で行うのですか。

A 全ての姫カツクラブが合同で行うわけではありません。例えば、活動にあたって必要な生徒数が単独中学校区で集まる場合などは合同とならず、学校単位で活動することとなります。

姫カックラブについて（保護者・生徒向け）

Q 姫カックラブはどこで実施しますか。

A 原則、中学校施設を活動場所とします。ただし、現在既に活動している団体が姫カックラブの受入れ団体となり、団体が公共のスポーツ・文化施設等を確保している場合は、団体が指定する活動場所となります。

Q 姫カックラブの指導者は誰が担いますか。

A 姫カックラブの活動主体は、スポーツ・文化芸術団体の指導者、大学生、民間企業の職員、NPO団体員、教職員など姫カックラブでの活動を希望される方で構成された団体を想定しています。保護者や部活動OBの方などが複数名で協力して活動団体を立ち上げて活動することも可能です。また、希望する教員については兼職兼業の許可を受けて参加することができるよう制度を整える予定です。

姫カツクラブについて（保護者・生徒向け）

Q 姫カツクラブへ参加した場合、どれくらい参加費が必要ですか。

A ＜姫カツ運営事務局が徴収し、支払に充てるもの＞

徴収：参加費3,000円/月程度 年会費3,000円/年程度

支払：指導者謝金・スポーツ安全保険・専用アプリ使用料など

※今後、国の指針により変更する場合があります。

＜必要に応じて各姫カツクラブが徴収し、支払に充てる場合があります＞

徴収：各団体が活動を行うにあたって必要な金額（※現在の部費にあたるもの）

支払：活動に必要なユニフォームなどの被服費、消耗品の購入費、大会参加費、遠征費等

※活動にあたって必要な備品（サッカーゴール、楽器等）は、学校備品が使用できるよう制度を整える予定です。

Q 家庭の経済状況により、生徒の経験格差が発生しませんか。

A 主に中学校施設を利用することで、参加者の負担軽減に努めます。また姫カツ運営事務局が一元的に徴収する月参加費については、国の動向も踏まえながら、公費による支援ができるような制度設計を検討していきます。

姫カックラブについて（保護者・生徒向け）

Q テスト期間中は、姫カックラブが行われますか。

A 休養日及び活動時間等の設定にあたっては、学校や地域行事等を考慮し、定期試験前後の一定期間に休養日を設けるなどの対応を行うよう各姫カックラブへ働きかけていきます。

Q 姫カッの活動時間はどれくらいですか。また大会がある場合はどうすればよいですか。

A 活動日数においては、国のガイドラインに準じ、週休日等において少なくとも1日/週以上を休養日とします。ただし、週休日等に大会参加等で活動し、週休日等に1日以上休養日を設けることができない場合は、休養日を他の日に振り替えることは可能とします。
活動時間については、長くとも平日は2時間程度、週休日等の活動では3時間程度とします。

Q 姫カックラブに参加中に発生した事故は誰が対応しますか。

A 活動中に発生した事故の一次対応者は、姫カックラブの指導者となります。また参加者と指導者等は、自身の怪我を補償するスポーツ安全保険に加入することを条件とし、加入手続きについては、姫カッ運営事務局が管理のもと手続きを行います。
活動中のトラブルや事故等の責任は、指導者や姫カックラブ、姫カッ運営事務局が各範囲において負うこととなります。

Q 姫カックラブの保険について、日本スポーツ振興センターの災害給付で賄えますか。

A 日本スポーツ振興センターの災害給付は、学校管理下で発生した事故を対象としており、姫カックラブは学校管理外の活動であるため、給付対象外となります。
姫カックラブでは、活動中に発生した事故について適切な補償を受けることができるよう公益財団法人スポーツ安全協会のスポーツ安全保険に姫カッ運営事務局が管理のもと加入します。

Q 令和8年9月から令和10年9月までの間、平日の指導者と休日の指導者が異なる場合がありますか。

A 部活動顧問の先生が、地域の指導者として姫カックラブに登録がない場合は、平日の指導者と休日の指導者が異なる場合があります。しかし、姫カックラブの運営にあたっては、学校部活動と連携することを要件としているため、平日と休日の指導方針に大きな差が生まれないよう姫カックラブへ働きかけていきます。

Q 住んでいる校区に希望する活動がない場合はどうすればよいですか。

A 姫カッは、生徒が「やってみたい」を実現できることを目指しています。住んでいる校区に希望する活動がない場合は、近隣の中学校区の活動に参加することができるよう制度を検討します。

姫カックラブについて（保護者・生徒向け）

Q 姫カックラブに参加するための移動手段はどうしたらよいですか。

A 移動手段は、公共交通機関、徒歩、自転車が望ましいですが、各ご家庭で判断していただくことになります。行き帰りの事故等についてもスポーツ安全保険が適用されますが、保護者の自動車等による送迎の場合は適用されませんのでご注意ください。

Q 大会等への移動は公共交通機関を利用する必要がありますか。

A 必要ありません。大会等への移動方法は、各姫カックラブにおいて生徒及び保護者と相談したうえで、合理的な方法で移動してください。

Q 姫カツクラブは中体連などが開催する大会へは参加できますか。

A 地域展開により創設された姫カツクラブ（※姫カツ連携活動は対象外）は、地域展開により創設された姫カツクラブとして登録することにより、「学校部活動から地域クラブ活動に移行した団体」※として中学校体育連盟主催大会に出場することができます。

大会の出場資格は、各大会の主催者の規定によって定められていますので、大会等への参加を想定している場合は、大会の参加・運営に係る条件等を必ずご確認ください。

※「令和7年度兵庫県中学校体育連盟主催大会への地域クラブ活動の特例」による。当該特例は今後、変更となる可能性もあります。

Q 市外の私立中学校へ在籍していますが、姫カツクラブへ参加可能ですか。

A 姫路市内に住む中学生であれば、公立・私立問わず参加可能です。

Q 姫カックラブでは現在部活にない種目の活動もできますか。

A 現在は想定していません。姫カックラブは、現在の学校部活動にある種目の活動を学校を超えて選択できることを目指して設立します。しかし、姫カッ連携活動では、学校部活動にない種目など幅広い活動を行うことが可能です。

Q 平日活動している部活動以外の種目の活動について、休日に姫カックラブで参加することは可能ですか。

A 可能です。ただし、大会の出場資格は、各大会の主催者の規定によって定められていますので、大会等への参加を想定している場合は、大会の参加・運営に係る条件等を必ずご確認ください。

姫カックラブについて（保護者・生徒向け）

Q 姫カックラブには必ず参加しないといけませんか。

A いいえ、姫カックラブの参加は自由です。姫カッでは、生徒の「やってみたい」を実現するための活動の場として姫カックラブ及び姫カッ連携活動を提供します。参加の有無を含めて生徒たちが主体的に選択してもらえたらと良いと考えております。

Q 姫カッに参加しないと内申点に影響しますか。

A 現在も部活動への参加は、内申点に影響しません。

中学校が作成する公立高校入試のための調査書には、「生徒会・学級会の委員経験、学級活動・生徒会活動・学校行事等特別活動、部活動、学校外における活動の成果、ボランティア活動等のうち顕著なものがあれば記入する。」とあることから、姫カックラブへの参加についても同様に調査書へ記録することができると考えています。

しかし、これらの記録が公立高校の合否の結果にほぼ影響することはありません。私立高校の合否の参考となるかどうかについては、受験予定の各高校の入学者選抜要綱等をご確認ください。

Q 姫カツクラブとして登録するメリットは何ですか。

A 姫カツクラブとして登録いただくことで、グラウンドや体育館など中学校施設を無料で使用することができます。施設使用料がかからないため保護者の負担軽減となり、安定した活動が行えます。ただし、中学校施設の使用にあたっては、学校における教育活動を優先して利用調整しますので、体育大会など学校行事の予定がある場合は使用できません。

地域展開により創設された姫カツクラブとして登録することにより、「学校部活動から地域クラブ活動に移行した団体」※として中学校体育連盟主催大会に出場することができます。

また会費、安全保障等の管理や手続きについても姫カツ運営事務局が管理することになります。

※「令和7年度兵庫県中学校体育連盟主催大会への地域クラブ活動の特例」による。当該特例は今後、変更となる可能性もあります。

Q 姫カツクラブは、教職員が中心となり構成する必要がありますか。

A 姫カツクラブの団体登録の要件は、教員以外にも地域の指導者・スタッフなど3名以上で構成された団体としています。必ずしも教職員が中心となり構成する必要はありません。地域の指導者・スタッフ合わせて3名以上で、「姫カツ活動ガイドライン」に示す認定要件を満たせば、姫カツクラブとして登録可能です。

なお、部活動担当教員が指導を希望する場合、兼職兼業申請を行い、地域の指導者の一人として指導を行うことが可能です。

Q 姫カックラブの指導者として指導者資格は必要ですか。

A 姫カックラブの指導者に指導者資格（日本スポーツ協会や各競技団体が定めるもの等）の保有を必須とすることは考えていません。ただし、指導者資格を保有しない指導者・スタッフには令和8年9月の活動開始までに、中学生の活動にあたって留意すべき事項、安全管理に関すること、熱中症予防、ハラスメント防止等に関する研修を受けていただく予定です。受講方法については、現在検討中です。

なお、大会やコンクールに参加する場合は、審判資格の保持等、各大会の主催者の規定によって定められていますので、大会の参加・運営に係る条件等を必ずご確認ください。

Q 姫カックラブの指導者は、必ず指導者研修を受ける必要がありますか。

A 指導者資格を保有しない指導者・スタッフは、必ず受けていただきます。

中学生への指導にあたって留意すべき事項、安全管理に関すること、熱中症予防、ハラスメント防止等に関する研修を姫路市教育委員会が実施しますので受講お願いします。なお、受講にあつては、指導者の皆様に負担とならないよう配慮し、受講形態を検討していきます。

Q 部活移行型と合同練習型の違いは何ですか。

A 部活動移行型は、主に団体競技における活動形態で、休日はチームとして姫カックラブの活動を行います。また大会出場においても姫カックラブ、姫カッ運営事務局、学校部活動との協議により、姫カックラブとして出場することができます。

合同練習型は、主に個人競技における活動形態で、休日は合同練習として姫カックラブの活動を行います。また大会出場においては、平日活動している各部活動（中学校）から出場することとなります。

Q 団体登録にあたって、指導者・スタッフ3人以上で登録が必要となっていますが、常時3名以上が活動場所で携わる必要がありますか。

A 団体登録には指導者・スタッフ3人以上での登録が必要となりますが、活動にあたって常時3名以上携わる必要はありません。それぞれの活動種目及び活動人数等において、安全管理ができる人数を配置してください。

Q 小学校の教職員は姫カッの指導者となれますか。

A 小学校の教職員も地域の指導者の一人として姫カックラブに参画することは可能です。ただし、指導者謝金を受け取る場合は、中学校の教職員と同様に兼職兼業の許可を受ける必要があります。

Q 指導者・スタッフが3名以上おらず、団体登録できないが、指導者として携われますか。

A 団体登録できない場合においても、指導者データバンクを通じて指導者として携わることが可能です。なお、指導者データバンクについては、令和7年8月頃から順次募集開始予定です。ただし、指導者データバンクは、各姫カックラブから指導者の派遣依頼があった場合、依頼内容に合致する指導者を紹介する制度であるため、必ず指導に携われる制度ではないことをご承知願います。

Q 営利を目的とした団体でも姫カックラブに登録できますか。

A 営利を目的とした活動を行う場合は登録できません。しかし、営利団体であっても、姫カックラブとして営利を目的としない活動を行う場合は登録可能です。

Q 他市町村に住んでいますが、指導者になれますか。

A 可能です。在住市にかかわらず、姫カッに参加希望される方はぜひ応募お願いします。

Q 現在、部活動顧問として指導していますが、継続して指導したい場合は、団体または指導者として登録が必要ですか。

A はい、必要です。現在、部活動として活動全てが姫カックラブへ展開するわけではありませんので、継続して指導を希望する場合は、団体または指導者として登録が必要です。

Q 他市町村と隣接する校区で活動する予定ですが、他市町村の生徒を受け入れることができますか。

A 姫カックラブとして参加対象は、姫路市内に住む中学生のみです。ただし、姫カックラブとしてではなく地域の活動として他市町村の生徒を受入れ、姫カックラブと地域の活動を合同に行うことで、一緒に活動することは可能です。

大会参加については、大会規定によっては、合同チームで参加できない場合がありますので、各団体で確認をお願いします。

姫カックラブについて（団体・指導者向け）

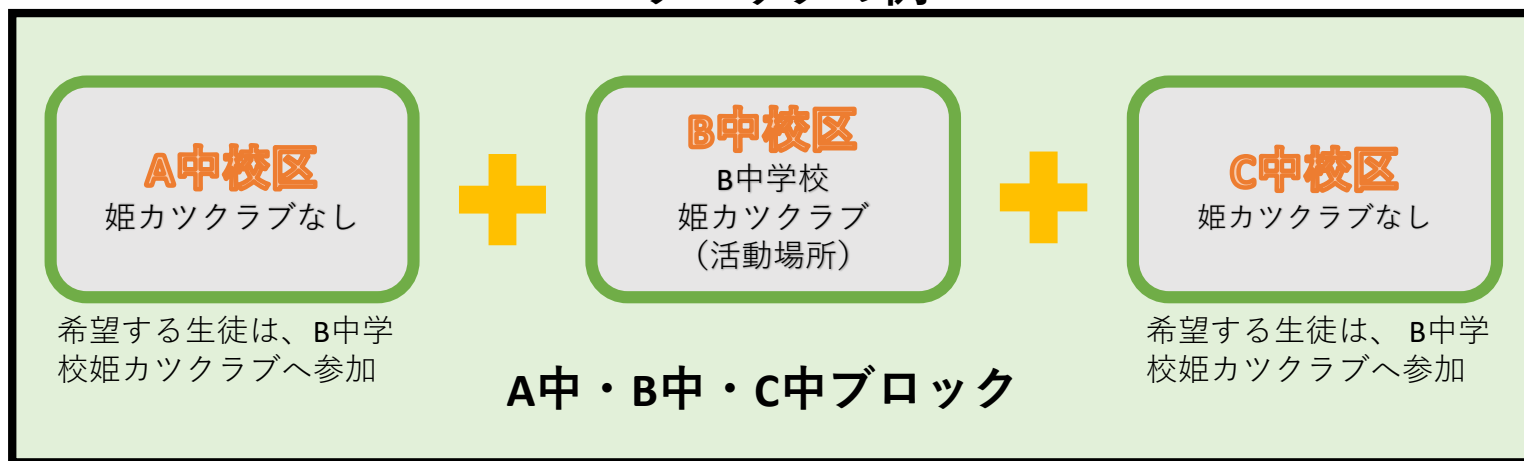
Q 受入れ対象とするブロックについて教えてください。

A 活動単位は、各競技における姫カックラブ数、参加生徒の人数に応じて姫路市教育委員会が競技ごとに決定する予定です。競技によっては、市内で1チームしかない場合や各学校にクラブがある場合など様々な形が想定されます。

受入れ対象とするブロックについては、姫路市教育委員会が予め決定したうえで、受入れ対象とするブロック別に募集するのではなく、登録団体・指導者第一次募集の応募団体に応じて受入れ対象とするブロックを決定する予定です。

例えば下の図で、B中校区にて活動を希望する団体の応募があり、A中校区及びC中校区にて活動する団体の応募がない場合は、A中校区、B中校区及びC中校区を1つのブロックとする形で検討していきます。

ブロックの例

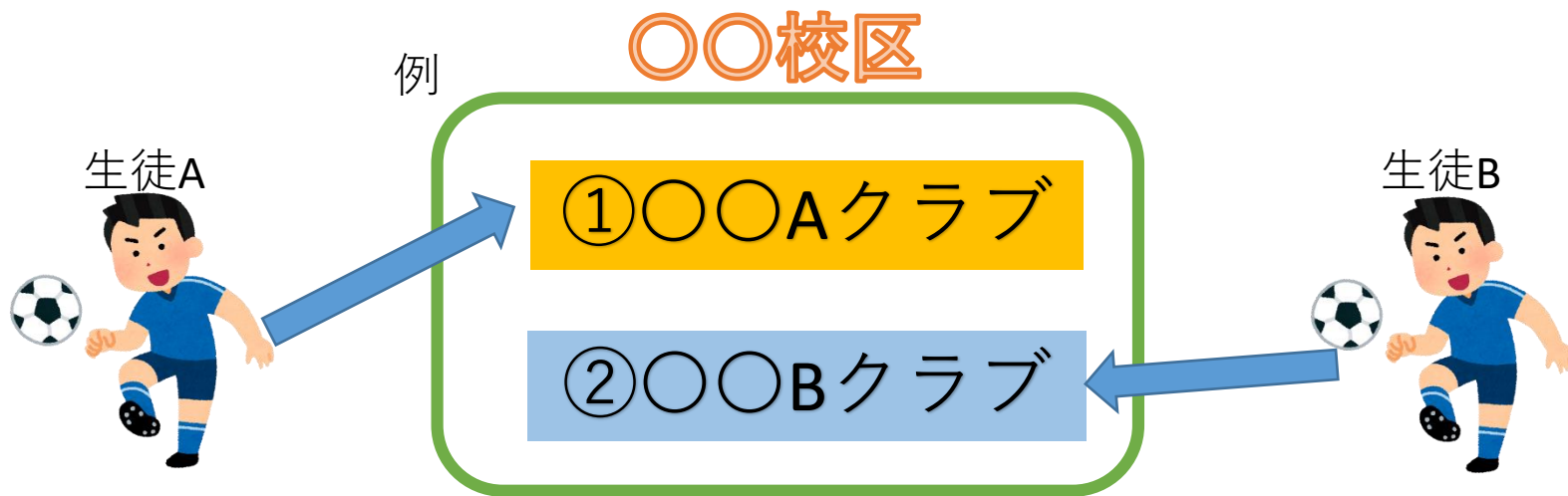


Q 同じ校区に同じ競技を希望する応募団体が複数あれば、どうなりますか。

A 姫カツ活動ガイドラインにおける実施団体の認定要件を満たす団体であれば、同一競技の姫カツクラブが校区に2つ以上設立する可能性はあります。

現在、部員数が多い部活動においては、1つの校区に複数の姫カツクラブがあることで、生徒1人あたりに対する指導者数増加による技術指導の充実や各生徒の大会へ出場できる機会の増加に繋がると考えています。

しかしながら、現在部員数が多くない部活動においては、各クラブは生徒の獲得競争を行うこととなりますので、姫カツ運営事務局として、安定したクラブ運営が困難であると判断した場合は、各姫カツクラブの統合や姫カツクラブがない校区での活動を促すことがあります。



Q なぜ競技ごとに受入れ対象とするブロックを決めるのですか。市内全域で生徒が自由にクラブを選べるようにならないのですか。

A 姫路市においては令和8年9月より休日の部活動を廃止し、姫カックラブとしての活動を開始しますが、令和10年9月までは平日の部活動が継続します。生徒たちにとって、平日の活動メンバーと休日の活動メンバーがある程度同じとなるよう配慮するとともに、また各姫カックラブが活動するにあたって、確実に生徒たちを確保できることや移動の負担に配慮するため姫路市では受入れ対象とするブロックを決めます。

ただし、令和10年10月以降においては、平日の活動も姫カックラブとなり、上記の配慮がなくなった場合には受入れ対象とするブロックを基準としつつも、生徒が自由に参加クラブを選べるようにします。

Q 姫カックラブであれば、公共施設も優先的に利用できますか。

A 中学校施設については、優先的に使用できるよう姫カッ運営事務局にて調整する予定ですが、中学校施設以外の公共施設については、優先的には利用できず、一般の利用者及び団体と同じ扱いとなります。

Q 指導者謝金の支払上限はありますか。

A 安定した姫カックラブの運営を行うために指導者謝金は、姫カックラブの参加生徒人数に対する指導者数の支払上限、活動時間の支払上限を設ける予定です。

Q 姫カックラブに携わる指導者は、姫路市教育委員会に雇用されるのですか。

A 雇用ではありません。姫カックラブの指導者は、労働力を提供し、その対価として給料を受け取る「雇用契約（アルバイト）」ではなく、「有償ボランティア」という形で指導者にご参画をいただく形となります。有償のボランティアとは、参加者の地域貢献や自己実現が目的となっており、労働者としての権利・法令の適用がありません。こちらから支給する金銭は、給料ではなく活動に対する謝礼や活動経費として支給する予定です。

Q 姫カックラブの活動時間では練習時間が足りず、生徒の技術向上につながりません。活動時間を増やしてもよいでしょうか。

A 姫カックラブの活動としては、国のガイドラインに準じた活動を行ってください。また平日部活動の時間を減らし、休日の姫カックラブの活動時間を増やしたい場合は、部活動顧問、参加生徒と協議のうえで行ってください。

時代の変化とともに生徒たちや保護者のニーズも変化してきており、小学4～6年生の児童に実施したアンケートでは、「仲間と気軽に楽しめるようにしたい」「活動の日数や時間がちょうどいい」「休むことや見学することが指導者へ言いやすい」を望む回答が多くありました。

姫カッでは、多様なニーズに対応するため、生徒たちの意向を尊重し、様々な体験を通じて、生徒たちの成長につながるような取り組みとしていきたいと考えています。

学校部活動の内容以上のレベルで活動したい場合は、これまでと同様に民間のクラブチーム等で活動いただくことが可能です。

Q 参加費には、ユニフォーム代・大会登録費などの費用も含まれますか。

A 姫カッ運営事務局が徴収する参加費は、指導者謝金・スポーツ安全保険・専用アプリ使用料などに充てるための費用であるため、ユニフォーム代・大会登録費などは、各姫カックラブにおいて参加生徒から別途徴収していただく必要があります。

Q どのような競技が姫カツ連携活動に該当しますか。

A 姫路市内においてスポーツ・文化芸術活動を行う団体であれば、活動種目問わず、姫カツ連携活動として活動可能です。

姫カツ連携活動では、生徒たち誰もが一緒に参加できる活動機会、多世代との交流による機会、多種多様な活動に参加する機会、生徒の居場所づくりの機会を確保することを目的としています。

Q 姫カツ連携活動に参加するメリットは何ですか。

A 姫カツ連携活動は、これまでの部活動にはなかったバドミントンやダンス、料理、eスポーツなどの活動団体にも参画いただくことで、生徒たちの活動選択の幅を広げていきたいと考えています。

また「生徒のやってみたいことに挑戦することができるクラブ」や「勝つことにこだわらず、活動を楽しむことができるクラブ」、「活動を通して在籍校以外の生徒と交流の輪を広げるクラブ」など生徒たち自身のニーズにあわせて選択できることが姫カツ連携活動のメリットになると考えています。

Q 姫カツ連携活動は、参加費を支払う必要がありますか。

A 姫カツ連携活動においても参加費を支払う必要はあります。しかし、姫カツ連携活動は、姫カツ運営事務局が管理する姫カツクラブとは違い、各団体に活動の裁量を委ねていますので、参加費は活動内容、活動回数などに応じて各団体が設定したものとなります。

Q 姫カツ連携活動に参加すると内申点に影響しますか。

A 姫カツクラブと同様に中学校が作成する公立高校入試のための調査書には、「生徒会・学級会の委員経験、学級活動・生徒会活動・学校行事等特別活動、部活動、学校外における活動の成果、ボランティア活動等のうち顕著なものがあれば記入する。」とあることから、姫カツ連携活動への参加についても同様に調査書へ記録することができると考えています。

しかし、これらの記録が公立高校の合否の結果にほぼ影響することはありません。私立高校の合否の参考となるかどうかについては、受験予定の各高校の入学者選抜要綱等をご確認ください。

Q 姫カツ連携活動は、中体連主催の大会に出場できますか。

A 姫カツ連携活動は、県中体連が定める「学校部活動から地域クラブ活動に移行した団体」には該当しませんが、その他要件を満たしていれば、出場することが可能です。
中体連以外の民間団体等が運営する大会については、民間団体が定める規定により出場することは可能です。

Q 姫カツ連携活動団体として応募したいのですが、どうすればよいですか。

A 令和8年1月頃から姫路市ホームページをとおして募集開始し、令和8年4月より順次活動開始してください。応募の要件につきましては、姫カツ活動ガイドラインに定めた「姫カツ連携活動の要件」に記載していますので御覧ください。

Q 姫カツ連携活動は、受入れ対象とするブロックを決めますか。

A 姫カツ連携活動は、姫カツ運営事務局が管理を行わず、活動内容、活動場所、活動時間、活動費用などを姫カツ連携活動団体の裁量に委ねていることから、受入れ対象とするブロックを決めません。生徒が主体的に「やってみたい」を実現するため、姫路市内に住む生徒は、全ての姫カツ連携活動に参加することができます。

Q 活動拠点と自宅が離れている場合、保護者の送迎が必要ですか。

A 姫カツは生徒の「やってみたい」を実現できることを目指していることから、お住まいの校区外の活動に参加した場合、活動拠点が自宅から離れていることがあります。その場合は、公共交通機関の利用や必要に応じて保護者の送迎をお願いしたいと考えています。また、学習塾や他の習い事に行く場合と同じように、自転車を利用することも可能ですが、参加する活動を選ぶ際には、移動手段も含めて総合的にご検討いただきますようお願いいたします。